

青森県報

号外第六十六号

令和二年
六月八日
(月曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(健康福祉課) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防・日常生活支援事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び介護予防・日常生活支援事業

公 告

- 建設業者の許可の取消し……………(中 南地域 県民局) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 右 同……………(三 八地域 県民局) ……六
- 右 同……………(上 北地域 県民局) ……六
- 右 同……………(同) ……六

出先機関

- 土地改良区の役員の就任……………(東 青地域 県民局) ……六
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(同) ……七
- 土地改良事業の工事の完了……………(同) ……七
- 土地改良区の定款変更の認可……………(三 八地域 県民局) ……八
- 土地改良区の管理規程変更の認可……………(同) ……八
- 土地改良区の定款変更の認可……………(西 北地域 県民局) ……九
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(上 北地域 県民局) ……九
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……九
- 土地改良事業の工事の完了……………(同) ……一〇

告 示

示

青森県告示第四百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後		変更前		区 分	
名称		名称		居宅介護事業者	
主たる事務所の所在地		主たる事務所の所在地		居宅介護事業の種類	
名称		名称		居宅介護事業所	
所在地		所在地		変更年月日	
有限会社 エルハートウ		有限会社 エルハートウ		訪問介護	
弘前市大字 紺屋町七一の六		弘前市大字 紺屋町七一の六		訪問介護	
訪問介護		訪問介護		訪問介護	
有限会社 エルハートウ		有限会社 エルハートウ		訪問介護	
弘前市大字 紺屋町七一の六		弘前市大字 紺屋町七一の六		訪問介護	
訪問介護		訪問介護		訪問介護	
令和二年六月八日		令和二年六月八日		令和二年六月八日	

青森県告示第四百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後		変更前		区 分	
名称		名称		居宅介護事業者	
主たる事務所の所在地		主たる事務所の所在地		居宅介護事業所	
名称		名称		居宅介護事業者	
所在地		所在地		変更年月日	
有限会社 エルハートウ		有限会社 エルハートウ		訪問介護	
弘前市大字 紺屋町七一の六		弘前市大字 紺屋町七一の六		訪問介護	
訪問介護		訪問介護		訪問介護	
有限会社 エルハートウ		有限会社 エルハートウ		訪問介護	
弘前市大字 紺屋町七一の六		弘前市大字 紺屋町七一の六		訪問介護	
訪問介護		訪問介護		訪問介護	
令和二年六月八日		令和二年六月八日		令和二年六月八日	

青森県告示第四百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後		変更前		区 分	
名称		名称		介護予防・日常生活支援事業者	
主たる事務所の所在地		主たる事務所の所在地		介護予防・日常生活支援事業の種類	
名称		名称		介護予防・日常生活支援事業所	
所在地		所在地		変更年月日	
有限会社 エルハートウ		有限会社 エルハートウ		訪問介護	
弘前市大字 紺屋町七一の六		弘前市大字 紺屋町七一の六		訪問介護	
訪問介護		訪問介護		訪問介護	
有限会社 エルハートウ		有限会社 エルハートウ		訪問介護	
弘前市大字 紺屋町七一の六		弘前市大字 紺屋町七一の六		訪問介護	
訪問介護		訪問介護		訪問介護	
令和二年六月八日		令和二年六月八日		令和二年六月八日	

令和二年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後		変更前		区 分	
名称		名称		介護予防・日常生活支援事業者	
主たる事務所の所在地		主たる事務所の所在地		介護予防・日常生活支援事業の種類	
名称		名称		介護予防・日常生活支援事業所	
所在地		所在地		変更年月日	
有限会社 エルハートウ		有限会社 エルハートウ		訪問介護	
弘前市大字 紺屋町七一の六		弘前市大字 紺屋町七一の六		訪問介護	
訪問介護		訪問介護		訪問介護	
有限会社 エルハートウ		有限会社 エルハートウ		訪問介護	
弘前市大字 紺屋町七一の六		弘前市大字 紺屋町七一の六		訪問介護	
訪問介護		訪問介護		訪問介護	
令和二年六月八日		令和二年六月八日		令和二年六月八日	

青森県告示第四百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

令和二年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人 八千代	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名称	所在地	廃止年月日
	居宅介護事業者					
子畑一二八の四	むつ市川内町獅子畑一	むつ市川内町獅子畑一	認知症対応型通所介護	せせらぎデイサービスセンター	むつ市川内町獅子畑一	令和元・三・三

青森県告示第四百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人 八千代	名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名称	所在地	廃止年月日
	介護予防事業者					
子畑一二八の四	むつ市川内町獅子畑一	むつ市川内町獅子畑一	介護予防対応型通所介護	せせらぎデイサービスセンター	むつ市川内町獅子畑一	令和元・三・三

青森県告示第四百八十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例」によ

る生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分		変更年月日
		名称	居宅介護事業者	
弘前市大字馬屋町一九の六	弘前市大字紺屋町七一	名称	居宅介護事業者	令和元・三・一
訪問介護	訪問介護	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所	
弘前市大字馬屋町一九の六	弘前市大字紺屋町七一	名称	居宅介護事業者	令和元・三・一
訪問介護	訪問介護	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所	

青森県告示第四百八十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 者
ル ハートウエ	有 限 会 社	名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 所
弘 前 市 大 字 馬 屋 町 一 九 の 六	弘 前 市 大 字 紺 屋 町 七 一	主 た る 事 務 所 の 所 在 地	
ル ハートウエ	有 限 会 社	名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 所
弘 前 市 大 字 馬 屋 町 一 九 の 六	弘 前 市 大 字 紺 屋 町 七 一 ア ッ プ ル フ ア ー ム A 号	所 在 地	
	令 和 元 ・ 〇 ・ 一		変 更 年 月 日

青森県告示第四百八十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 者
ル ハートウエ	有 限 会 社	名 称	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 者
弘 前 市 大 字 馬 屋 町 一 九 の 六	弘 前 市 大 字 紺 屋 町 七 一	主 た る 事 務 所 の 所 在 地	
サ ー ビ ス	訪 問 型	類 別	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 者
ル ハートウエ	有 限 会 社	名 称	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 所
弘 前 市 大 字 馬 屋 町 一 九 の 六	弘 前 市 大 字 紺 屋 町 七 一 ア ッ プ ル フ ア ー ム A 号	所 在 地	
	令 和 元 ・ 〇 ・ 一		変 更 年 月 日

青森県告示第四百八十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所	
名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	名 称	所 在 地
社 会 福 祉 法 人 八 千 代 会	む つ 市 川 内 町 獅 子 畑 一 二 八 の 四	認 知 症 対 応 型 通 所 介 護 セ ン タ ー	む つ 市 川 内 町 獅 子 畑 一 二 八 の 四
			令 和 元 ・ 三 ・ 三
			廃 止 年 月 日

青森県告示第四百九十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

介 護 予 防 事 業 者		介 護 予 防 事 業 所	
名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	名 称	所 在 地
			廃 止 年 月 日

社会福祉法人 八千代	むつ市川内町獅子畑一・二・八の四	介護予防 認知症 対応 施設	せせらぎ デイサービス センター	むつ市川内町獅子畑一・二・八の四	令和 三・三
---------------	------------------	-------------------------	------------------------	------------------	-----------

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社HCSホームケアサービス
- 二 代表者の氏名 古川聡史
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字田園三丁目六の一六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一・二八）第二〇〇六二九号
- 五 取消年月日 令和二年四月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、大工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和二年三月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

る。

令和二年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社HCSホームケアサービス
- 二 代表者の氏名 古川聡史
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字田園三丁目六の一六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一・二七）第二〇〇六二九号
- 五 取消年月日 令和二年四月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和二年三月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 小田桐建設
- 二 氏名 小田桐正光
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市大字中川字篠村一七七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一・三〇）第二〇〇五五六号
- 五 取消年月日 令和二年四月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和二年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社和田板金工業

二 代表者の氏名 和田富士男

三 主たる営業所の所在地 三戸郡三戸町大字同心町字古間木平一の一

四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第三〇〇二四三号

五 取消年月日 令和二年五月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

七 建築工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

令和二年四月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 高田プラント株式会社

二 代表者の氏名 高田秀明

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字鷹架字向田一の四四

四 許可番号 青森県知事許可（般―一）第一四九二六号

五 取消年月日 令和二年五月七日

六 取消しに係る建設業の許可

七 建築工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

令和二年二月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社エイト

二 代表者の氏名 橋本裕

三 主たる営業所の所在地 三沢市淋代六丁目一六の二六八一

四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第五〇〇六四七号

五 取消年月日 令和二年五月七日

六 取消しに係る建設業の許可

七 管工事業に係る一般建設業の許可

令和元年十月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、青

森北部土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年六月八日

東青地域県民局長 金 一 啓

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 の 年 月 日
理 事	森内 芳昭	青森市大字後潟字大原三一	令和二・四・六

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、奥内土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年六月八日

東青地域県民局長 金 一 啓

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	溝江 幸敏	青森市大字飛鳥字塩越一二二	令和二・四・二就任
〃	佐々木勝男	〃 大字奥内字川合四	〃
〃	澤田 秀一	〃 大字前田字中野二九の三	〃
〃	市川 和行	〃 大字西田沢字浜田七八	〃
〃	佐々木雅友	〃 大字瀬戸子字磯田一六	〃
〃	澤田 光功	〃 大字奥内字川合七の一	〃
〃	川田 博	〃 大字清水字浜元九三の二	〃
〃	岸田 出	〃 大字内真部字岸田四四の一	〃
〃	西澤 清光	〃 大字飛鳥字岸田四一	〃

監事 吉崎 博 大字奥内字川合五七

〃 齋藤 武則 大字飛鳥字岸田四七の二

〃 名古屋 昭 大字前田字中野一六

〃 外崎 昭一 大字清水字浜元五一の二

〃 川田修次郎 〃 〃 五一の三

〃 溝江 幸敏 大字飛鳥字塩越一二二

〃 佐々木勝男 大字奥内字川合四

〃 市川 和行 大字西田沢字浜田七八

〃 澤田 光功 大字奥内字川合七の一

〃 西澤 清光 大字飛鳥字岸田四一

〃 岸田 出 大字内真部字岸田四四の一

〃 佐々木雅友 大字瀬戸子字磯田一六

〃 澤田 秀一 大字前田字中野二九の三

〃 川田 幸治 大字清水字浜元一九五の二〇

〃 吉崎 博 大字奥内字川合五七

〃 齋藤 武則 大字飛鳥字岸田四七の二

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和二年六月八日

東青地域県民局長 金 一 啓

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
八ツ 役	農地整備事業（経営体育成型）	令和元・六・三

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、三戸土地改良区の定款の変更を令和二年五月十九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年六月八日

三八地域県民局長 堀 義 明

土地改良区の管理規程の変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、倉石土地改良区の頭首工管理規程の変更を令和二年五月二十一日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

令和二年六月八日

三八地域県民局長 堀 義 明

北向堰頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年四月上旬から九月中旬までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するも

のとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

日向堰頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年四月上旬から九月中旬までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

上田堰頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年四月上旬から九月中旬までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

森田堰頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に關する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年四月上旬から九月中旬までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に關する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に關する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、五所川原北部土地改良区の定款の変更を令和二年五月十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年六月八日

西北地域県民局長 西 村 達 弘

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、榎林土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年六月八日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	榎林 文昭	上北郡七戸町字竿打川原三四の一	令和二年五月三就任
〃	附田 茂	〃	〃
〃	荒木田幸之丞	〃	〃
〃	森田 憲定	〃	〃
〃	福田 直孝	〃	〃
〃	白石 俊夫	〃	〃
〃	附田 正芳	〃	〃
〃	中嶋 博隆	〃	〃
〃	榎林 文昭	〃	〃
〃	荒木田幸之丞	〃	〃
〃	中村 助定	〃	〃
〃	森田 憲定	〃	〃
〃	附田 正芳	〃	〃
〃	附田 茂	〃	〃
〃	附田 正芳	〃	〃

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、下砂

土路土地改良区の定款の変更を令和二年五月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年六月八日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

土地改良事業の工事の完了

八幡地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和二年六月八日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

一 県営土地改良事業の名称

経営体育成基盤整備事業

二 工事完了年月日

令和二年五月十五日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円